大阪府芸術文化振興補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　府は、府民に優れた芸術文化の鑑賞機会などを提供し、芸術文化の振興を図るため、予算の定めるところにより、府内の芸術文化団体（以下「団体」という。）が自主的に行う有意義な事業に対し大阪府芸術文化振興補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和４５年大阪府規則第８５号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（補助対象団体）

第２条　補助の対象となる団体は、次に掲げる芸術文化の分野において、府内に活動の拠点を置き広域にわたって自主的に有意義な芸術文化活動を行い、かつ、大阪府の文化振興に寄与していると認められ、実績を有するものとする。ただし、規則第二条第二号イからハまでのいずれかに該当する者を除く。

（１）文学

（２）音楽

（３）美術

（４）写真

（５）演劇

（６）舞踊

（７）メディア芸術

（８）芸能（伝統芸能を含む）

（９）その他知事が芸術文化の振興を図るため適当と認めるもの

（補助対象事業）

第３条　補助の対象となる大阪府芸術文化振興事業（以下「事業」という。）は、文化を通じた次世代育成を主たる目的とする、府民に優れた芸術文化の鑑賞機会などを提供する事業で、次に掲げるものとする。

（１）公演

（２）展覧会

（３）イベント

（４）その他知事が芸術文化の振興を図るため適当と認める事業

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は出演費、音楽費、文芸費、作品借料、会場費、舞台費、運搬費、謝金、旅費、宣伝費、印刷費、記録費及びその他知事が芸術文化の振興を図るため必要と認める経費とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内、かつ上限１，０００千円（ただし、補助対象経費から入場料、協賛金、助成金、補助金等の収入を控除した額の範囲内）とし、予算の範囲内において交付する。ただし、特に斬新性・新規性が高く、他の団体のモデルとなる等の波及効果が期待できると認められる事業については、上限２，０００千円とすることができる。

（事業計画書の提出）

第６条　補助金の交付を受けようとする団体は、大阪府芸術文化振興事業計画書（様式第１号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の内定通知）

第７条　知事は、前条の事業計画書を受理した場合はその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときはその金額を内定し、補助金の交付を受けようとする当該団体に対し、通知するものとする。

２　知事は、前項の補助金を交付すべきものと認めるにあたっては、あらかじめ大阪府市文化振興会議の意見を聴いて決定するものとする。

（補助金交付の申請）

第８条　前条の規定により内定通知を受けた団体は、大阪府芸術文化振興補助金交付申請書並びに要件確認申立書及び暴力団等審査情報（様式第２号）を所定の期日までに知事に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）定款、寄附行為又は規約及び役員名簿

（２）前号に掲げるものの他知事が必要と認める書類

（補助金の交付条件）

第９条　規則第６条第２項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

（１）補助金の交付を受けた団体は、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にしなければならない。

（２）補助金の交付を受けた団体は、補助事業について証拠書類その他関係書類を整備するとともに、補助事業を完了又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して１０年間保存しなければならない。

２　規則第６条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費総額の

２０％を超えない額の経費配分の変更をいう。

３　規則第６条第１項第２号の規定による知事の定める軽微な変更とは、当初の事業との同一性が認められる範囲内の変更をいう。

４　規則第６条第１項第１号及び第２号の規定により知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ、大阪府芸術文化振興補助金変更承認申請書（様式第３号）を知事に提出しなければならない。

（補助金交付の申請の取下げ）

第１０条　補助金の交付の申請をした団体は、規則第７条の規定による通知を受けとった日から起算して７日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

２　前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第１１条　規則第１２条の規定による報告は、補助事業の完了した翌日から起算して３０日以内に大阪府芸術文化振興事業実績報告書（様式第４号）を知事に提出しなければならない。

２　前項の報告書には、知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

（補助金の交付）

第１２条　補助金は、規則第１３条の規定による補助金の額の確定後に交付する。ただし知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則第５条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払により交付する。

２　前項のただし書き規定により補助金の交付を受けようとする団体は、規則第７条の規定による通知を受けた日以後、速やかに大阪府芸術文化振興補助金交付請求書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。ただし、補助金の額の確定後その全額の交付を受けようとするときは、この限りでない。

（附則）

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成２０年８月２６日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成２３年３月３１日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成２３年５月３０日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

（附則）

この要綱は、平成２４年１月２８日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成２６年１月２２日から施行する。ただし、平成２６年度の補助事業から適用し、平成２５年度の補助事業については、なお従前の例によることとする。

（附則）

この要綱は、平成２８年２月２３日から施行する。ただし、平成２８年度の補助事業から適用し、平成２７年度の補助対象事業については、なお従前の例による。

（附則）

この要綱は、平成２９年１月１３日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成３０年１２月２６日から施行する。ただし、平成３１年度の補助事業から適用し、平成３０年度の補助対象事業については、なお従前の例による。

（附則）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和３年１１月９日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和５年１１月１７日から施行する。ただし、令和６年度の補助事業から適用し、令和５年度の補助対象事業については、なお従前の例による。

（附則）

この要綱は、令和７年２月２１日から施行する。ただし、令和７年度の補助事業から適用し、令和６年度の補助対象事業については、なお従前の例による。